

社会福祉法人誠心福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠心福祉会（以下「当法人」という）定款第八条および第二一条の規程に基づき、理事、監事、評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等は、勤務形態、業務に応じた報酬を次のとおり支給する。

- 2 理事は年額 20,000 円、監事は年額 30,000 円、評議員は年額 10,000 円を支給する。ただし、役員等が業務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の経営する施設に勤務する職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 2 役員等に対する報酬は、当該会計年度末までに役員指定の金融機関に振り込むものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(端数の処理)

第5条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する

附則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。